

兵庫県公報

令和7年1月21日 火曜日 第584号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 国土調査の成果の認証（農地整備課）	1
○ 地域森林計画の樹立及び一部変更（林務課）	3
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	3
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	10
○ 同 上（同）	11
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（神戸県民センター）	11
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（淡路県民局）	12
公 告	
○ 落札者等の公示（管財課）	12
○ 令和7年度兵庫県立森林大学校入学試験の追加実施（林務課）	13

告 示

兵庫県告示第26号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
令和7年1月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 (1) 調査を行った者の名称
丹波市
- (2) 調査を行った期間
平成30年11月から令和6年3月まで
- (3) 成果の名称
丹波市（山南町谷川の一部（山南町谷川Ⅲ））の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
丹波市山南町谷川の一部
- (5) 認証年月日
令和7年1月8日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
丹波市
- (2) 調査を行った期間
令和4年6月から令和6年3月まで
- (3) 成果の名称
丹波市（柏原町柏原、小南、北中の各一部（柏原町柏原Ⅷ・小南））の地籍図並びに地籍簿
- (4) 調査を行った地域
丹波市柏原町柏原、小南及び北中の各一部
- (5) 認証年月日
令和7年1月8日
- 3 (1) 調査を行った者の名称
丹波市

- (2) 調査を行った期間
令和4年6月から令和6年3月まで
- (3) 成果の名称
丹波市（柏原町北中の一部（柏原町北中））の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
丹波市柏原町北中の一部
- (5) 認証年月日
令和7年1月8日
- 4 (1) 調査を行った者の名称
丹波ひかみ森林組合
- (2) 調査を行った期間
平成30年10月から令和6年2月まで
- (3) 成果の名称
丹波市氷上町香良の一部（氷上町香良（Ⅱ））の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
丹波市氷上町香良の一部
- (5) 認証年月日
令和7年1月8日
- 5 (1) 調査を行った者の名称
丹波ひかみ森林組合
- (2) 調査を行った期間
令和2年10月から令和6年2月まで
- (3) 成果の名称
丹波市氷上町井中の一部（氷上町井中（Ⅱ））の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
丹波市氷上町井中の一部
- (5) 認証年月日
令和7年1月8日
- 6 (1) 調査を行った者の名称
丹波ひかみ森林組合
- (2) 調査を行った期間
令和3年4月から令和6年2月まで
- (3) 成果の名称
丹波市氷上町谷村の一部（氷上町谷村（Ⅰ））の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
丹波市氷上町谷村の一部
- (5) 認証年月日
令和7年1月8日
- 7 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
令和3年6月から令和5年3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市阿那賀9（阿那賀の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市阿那賀の一部
- (5) 認証年月日
令和7年1月8日



兵庫県告示第27号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項及び同法同条第5項の規定により、円山川地域森林計画の樹立並びに加古川地域森林計画及び揖保川地域森林計画の一部を変更したので、次のとおり告示する。

なお、この計画の樹立は令和7年4月1日からその効力を生ずるものとし、この計画の一部変更は告示の日からその効力を生ずるものとする。

令和7年1月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 樹立及び一部変更した地域森林計画及び公表場所

区分	計画期間	公表場所
円山川地域森林計画の樹立	令和7年4月1日から 令和17年3月31日まで	兵庫県農林水産部林務課 但馬県民局豊岡農林水産振興事務所 但馬県民局朝来農林振興事務所
加古川地域森林計画の一部変更	令和4年4月1日から 令和14年3月31日まで	兵庫県農林水産部林務課 神戸県民センター神戸農林振興事務所 阪神北県民局阪神農林振興事務所 東播磨県民局加古川農林水産振興事務所 北播磨県民局加東農林振興事務所 丹波県民局丹波農林振興事務所 淡路県民局洲本農林水産振興事務所
揖保川地域森林計画の一部変更	令和6年4月1日から 令和16年3月31日まで	兵庫県農林水産部林務課 中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所 西播磨県民局光都農林振興事務所

2 樹立及び一部変更年月日

令和6年12月25日



兵庫県告示第28号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和7年1月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
株式会社神戸製鋼所加古川製鉄所
加古川市金沢町1番地
加古川製鉄所長 中村昭二
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
株式会社神戸製鋼所加古川製鉄所
加古川市金沢町1番地
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	71号 自動式車両洗淨施設 (No. 1)	71号 自動式車両洗淨施設 (No. 2)			
能 力	35m ³ /日	2,880m ³ /日			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後	既 設			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	許可後	既 設			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	許可後	既 設			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	9時～17時 8時間	7～17時 10時間			
使用時間の季節的変動の概要	冬場に凍結のおそれがあれば不使用	同 左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	10	10	9	9
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	6	6	6	6
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	6	6	6	6
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	1.6	1.6	1.6	1.6
	リン 含 有 量 (単位 mg/L)	0.2	0.2	0.2	0.2
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	35	35	2,880	2,880	

備考 汚水等は循環再利用するため、排水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和7年1月21日から同年2月11日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び加古川市環境部環境保全課

71号 自動式車両洗淨施設 (No. 3)		71号 自動式車両洗淨施設 (No. 4)		71号 自動式車両洗淨施設 (No. 5)	
同 左		2,835m ³ /日		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
24時間連続		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大
12.1	12.1	11.4	11.4	9.8	9.8
6	6	6	6	6	6
80	80	203	203	5	5
1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6
0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
2,880	2,880	2,835	2,835	2,835	2,835

71号 自動式車両洗淨施設 (No. 6)		71号 自動式車両洗淨施設 (No. 7)		71号 自動式車両洗淨施設 (No. 8)	
2,880m ³ /日		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大
10.5	10.5	11.6	11.6	11	11
6	6	6	6	6	6
163	163	293	293	700	700
1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6
0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
2,880	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880

71号 自動式車両洗淨施設 (No. 9)		71号 自動式車両洗淨施設 (No. 10)	
同 左		20m ³ /日	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大
9	9	9.3	9.3
6	6	6	6
587	587	58	58
1.6	1.6	1.6	1.6
0.2	0.2	0.2	0.2
2,880	2,880	20	20



兵庫県告示第29号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和7年1月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
 関西熱化学株式会社加古川工場
 加古川市金沢町7番地
 常務取締役工場長 稲益裕修
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
 関西熱化学株式会社加古川工場
 加古川市金沢町7番地
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	27号ヌ 廃ガス洗浄施設	
能	力	54m ³ /時	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大
	水素イオン濃度（水素指数）	6～8	6～8
	化学的酸素要求量（単位 mg/L）	23	50
	浮遊物質（単位 mg/L）	530	950
	トリクロロエチレン（単位 mg/L）	0.15	0.23
	テトラクロロエチレン（単位 mg/L）	0.03	0.04
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量（単位 m ³ /日）		84	100

備考 他工程水を減少させるため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和7年1月21日から同年2月11日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び加古川市環境部環境保全課



兵庫県告示第30号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和7年1月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
赤穂化成株式会社
赤穂市坂越329番地
代表取締役社長 池上良成
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
赤穂化成株式会社
赤穂市坂越329番地
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	27号イ ろ過施設 (No. 1)		27号イ ろ過施設 (No. 2)		
	能 力	ろ過面積20.2m ²	ろ過面積54.1m ²		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後1箇月		着手後3箇月		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		同 左		
使用時間の季節的変動の概要	なし		同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	6～8	6～9	6～8	6～8
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	100	200	200	400
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	10,000	30,000	100	200
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	10	20	10	20
	リン 含 有 量 (単位 mg/L)	0.4	0.8	0.3	0.6
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	0.75	1	1.5	3.0	

備考 他工程水を減少させるため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和7年1月21日から同年2月11日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び赤穂市市民部環境課

27号イ ろ過施設 (No. 3、No. 4)		27号ロ 遠心分離機 (No. 5)	
内容量0.032m ³ /基		処理量8,000L/時	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大
6～8	6～8	6～8	6～8
10	20	10	20
10	50	5	10
5	10	2	5
0.3	0.6	0.3	0.6
0.5/基	1.0/基	2	5



兵庫県告示第31号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局龍野土木事務所及び太子町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和7年1月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町 大 字 名	小 字 名	地 番
丹生山(2)	揖保郡	太子町	東 保	丹生山	458番の一部、519番56の一部、519番62の一部、519番63の一部、519番65から519番68までの各一部、519番70の一部、519番73の一部、519番174の一部



兵庫県告示第32号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和7年1月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町 大 字 名	小 字 名	地 番
緑ヶ丘	朝来市		和田山町林垣	向 山 檜ヶ鼻	3144番の一部 200番3の一部、200番4、200番5の一部、 200番6から200番15まで、200番17の一部、 200番18、200番5地先の道路敷の一部、200 番5地先の水路敷の一部
			和田山町秋葉台		1番92の一部



兵庫県告示第33号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和7年1月21日

神戸県民センター長 内藤良介

- 1 指定する貯水施設の所在地
神戸市北区八多町附物字奥谷466、同市同区淡河町北畑字笹ヶ谷601、同市同区淡河町野瀬字山の谷1703
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
奥谷池水利組合	神戸市北区八多町附物205	平谷昌夫
行原水利組合	同 市同区淡河町行原197—2	山田守男
野瀬南水利組合	同 市同区淡河町野瀬1657番地	宮本雅弘

- 3 指定する理由
地域の治水対策について特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第34号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和7年1月21日

神戸県民センター長 内藤 良介

- 1 指定する土地等の所在地
神戸市西区押部谷町近江164、同市同区神出町東字奥ノ垣990、同市同区神出町宝勢1488他15筆、同市同区神出町宝勢1507—2、同市同区神出町宝勢字水出下416—1
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
近江農会	神戸市西区押部谷町近江74	畑 秀 憲
北水利委員会	同 市同区神出町北117番地	西 馬 浩 章
神納豊年池水利組合	同 市同区神出町宝勢1547—3	西 馬 康 仁
大鳥喰池水利	同 市同区神出町宝勢127—1	中 井 知 広

- 3 指定する理由
地域の治水対策について特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第35号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和7年1月21日

淡路県民局長 川井 史彦

- 1 指定する貯水施設の所在地
南あわじ市広田中筋527—2
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所
竹谷下池田主	南あわじ市広田中筋163

- 3 指定する理由
南あわじ市広田中筋地域内鮎屋川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和7年1月21日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤 元彦

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
兵庫県本庁舎ほか4庁舎で使用する電気 予定数量7,872,825キロワット時/年
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県総務部職員局管財課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和6年12月20日
- 4 落札者の名称及び住所

中部電力ミライズ株式会社 愛知県名古屋市中区東新町1番地

- 5 落札金額（税抜）
125,795,614円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和6年11月8日



令和7年度兵庫県立森林大学校入学試験の追加実施

兵庫県立森林大学校管理規則（平成28年兵庫県規則第38号）第7条第2項の規定により、令和7年度兵庫県立森林大学校入学試験を次のとおり追加実施する。

令和7年1月21日

兵庫県立森林大学校長 谷口俊明

- 1 定員、募集方法等
 - (1) 定員 20名
 - (2) 募集方法
 - ア 自己推薦入学試験（第3回）（募集人員は若干名。ただし、実施済みの試験の合格者で定員に達した場合は実施しないことがある。）
 - イ 事業体推薦入学試験（第3回）（募集人員は若干名。ただし、実施済みの試験の合格者で定員に達した場合は実施しないことがある。）
 - ウ 一般入学試験（第3回）（募集人員は若干名。ただし、実施済みの試験の合格者で定員に達した場合は実施しないことがある。）
 - (3) 課程
森林林業専門課程
- 2 教育期間
2箇年
- 3 入学試験
 - (1) 自己推薦入学試験（第3回）
ただし、実施済みの試験の合格者で定員に達した場合は実施しないことがある。
 - ア 試験日時
令和7年3月25日（火）午前10時00分から
 - イ 試験場所
宍粟市一宮町能倉772-1
兵庫県立森林大学校
 - ウ 試験科目
 - (7) 筆記試験（小論文）
 - (4) 面接試験
 - エ 受験資格
次の全ての条件を満たす人
 - (7) 兵庫県の森林林業振興に熱意を持ち、人物及び健康に優れ、40歳以下（令和7年4月1日現在）の人で、次のいずれかに該当する人
 - a 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校を卒業した人（令和7年3月卒業見込の人を含む。）
 - b 知事がこれらと同等以上の学力があると認めた人
 - (4) 次の全ての条件を満たす人
 - a 将来、森林林業の発展に貢献しようとする意志が強く、兵庫県立森林大学校卒業後、林業分野への就業を志し、地域のリーダーとして活躍しようとする人
 - b 本校を専願し、合格後は必ず本校に入学する人
 - オ 受験手続

(7) 募集要項の請求

封筒表面に「募集要項請求」と朱書し、返信用封筒（角形2号（縦24.0センチメートル×横33.2センチメートル）以上のものに郵便番号、住所及び氏名を明記し、320円分の切手を貼り付けたもの）を同封し、兵庫県立森林大学校宛てに申し込むこと。

(i) 提出書類

次の書類を郵送又は持参により提出すること。

なお、入学考査料2,200円は、出願書類の受付後、納入通知書を送付するので、納入通知書に記載する期日までに、納入通知書に記載する金融機関で納入すること。

a 入学願書

b 受験票

氏名を記入し、写真は履歴書の写真欄に貼り付けたものと同一のものを貼り付けること。受験当日、写真を貼り付けていない人は受験できない。

c 受験票送付用封筒

定型封筒（長形3号）に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記載し、110円分の切手を貼り付けたものを同封すること。

d 履歴書

本人自筆の上、写真を貼り付けること。

e 調査書等

出身高等学校等の長が作成した調査書又は卒業証明書で、厳封したものであること。ただし、高等学校卒業程度認定試験等の合格者で当該調査書又は当該卒業証明書を提出できない人は、当該試験等の成績証明書をもって調査書に代える。

f 推薦書

自己推薦書

(7) 提出期間

令和7年3月5日（水）から同月17日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。

(7) 提出先

〒671-4142 宍粟市一宮町能倉772-1 兵庫県立森林大学校

カ 合格発表

令和7年3月28日（金）午前10時に兵庫県立森林大学校校舎前において掲示するとともに、同日同時刻に兵庫県ホームページにおいても公表する。また、受験者には合否にかかわらず書面により通知する。電話による問合せには一切応じない。

キ 受験についての問合せ先

兵庫県立森林大学校

電話（0790）72-2700

(2) 事業体推薦入学試験（第3回）

ただし、実施済みの試験の合格者で定員に達した場合は実施しないことがある。

ア 試験日時

令和7年3月25日（火）午前10時00分から

イ 試験場所

宍粟市一宮町能倉772-1

兵庫県立森林大学校

ウ 試験科目

(7) 筆記試験（小論文）

(i) 面接試験

エ 受験資格

次の全ての条件を満たす人

(7) 兵庫県の森林林業振興に熱意を持ち、人物及び健康に優れ、40歳以下（令和7年4月1日現在）の人で、次のいずれかに該当する人

a 学校教育法に規定する高等学校を卒業した人（令和7年3月卒業見込の人を含む。）

- b 知事がこれらと同等以上の学力があると認めた人
- (f) 次の全ての条件を満たす人
- 林業分野の事業体の長が責任をもって推薦できる人
 - 将来、森林林業の発展に貢献しようとする意志が強く、兵庫県立森林大学卒業後、林業分野への就業を志し、地域のリーダーとして活躍しようとする人
 - 本校を専願し、合格後は必ず本校に入学する人
- オ 受験手続
- (f) 募集要項の請求
- 封筒表面に「募集要項請求」と朱書し、返信用封筒（角形2号（縦24.0センチメートル×横33.2センチメートル）以上のものに郵便番号、住所及び氏名を明記し、320円分の切手を貼り付けたもの）を同封し、兵庫県立森林大学宛てに申し込むこと。
- (g) 提出書類
- 次の書類を郵送又は持参により提出すること。
- なお、入学検査料2,200円は、出願書類の受付後、納入通知書を送付するので、納入通知書に記載する期日までに、納入通知書に記載する金融機関で納入すること。
- 入学願書
 - 受験票

氏名を記入し、写真は履歴書の写真欄に貼り付けたものと同一のものを貼り付けること。受験当日、写真を貼り付けていない人は受験できない。

 - 受験票送付用封筒

定型封筒（長形3号）に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記載し、110円分の切手を貼り付けたものを同封すること。

 - 履歴書

本人自筆の上、写真を貼り付けること。

 - 調査書等

出身高等学校等の長が作成した調査書又は卒業証明書で、厳封したものであること。ただし、高等学校卒業程度認定試験等の合格者で当該調査書又は当該卒業証明書を提出できない人は、当該試験等の成績証明書をもって調査書に代える。

 - 推薦書

林業分野の事業体の長の推薦書
- (h) 提出期間
- 令和7年3月5日（水）から同月17日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。
- (i) 提出先
- 〒671-4142 宍粟市一宮町能倉772-1 兵庫県立森林大学校
- カ 合格発表
- 令和7年3月28日（金）午前10時に兵庫県立森林大学校校舎前において掲示するとともに、同日同時刻に兵庫県ホームページにおいても公表する。また、受験者には合否にかかわらず書面により通知する。電話による問合せには一切応じない。
- キ 受験についての問合せ先
- 兵庫県立森林大学校
電話 (0790) 72-2700
- (3) 一般入学試験（第3回）
- ただし、実施済みの試験の合格者で定員に達した場合は実施しないことがある。
- ア 試験日時
- 令和7年3月25日（火）午前10時00分から
- イ 試験場所
- 宍粟市一宮町能倉772-1
兵庫県立森林大学校
- ウ 試験科目

(7) 筆記試験

a 小論文

b 数学

(4) 面接試験

エ 受験資格

兵庫県の森林林業振興に熱意を持ち、人物及び健康に優れ、40歳以下（令和7年4月1日現在）の人で、次のいずれかに該当する人

(7) 学校教育法に規定する高等学校を卒業した人（令和7年3月卒業見込の人を含む。）

(4) 知事がこれらと同等以上の学力があると認めた人

オ 受験手続

(7) 募集要項の請求

封筒表面に「募集要項請求」と朱書し、返信用封筒（角形2号（縦24.0センチメートル×横33.2センチメートル）以上のものに郵便番号、住所及び氏名を明記し、320円分の切手を貼り付けたもの）を同封し、兵庫県立森林大学校宛てに申し込むこと。

(4) 提出書類

次の書類を郵送又は持参により提出すること。

なお、入学考査料2,200円は、出願書類の受付後、納入通知書を送付するので、納入通知書に記載する期日までに、納入通知書に記載する金融機関で納入すること。

a 入学願書

b 受験票

氏名を記入し、写真は履歴書の写真欄に貼り付けたものと同一のものを貼り付けること。受験当日、写真を貼り付けていない人は受験できない。

c 受験票送付用封筒

定型封筒（長形3号）に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記載し、110円分の切手を貼り付けたものを同封すること。

d 履歴書

本人自筆の上、写真を貼り付けること。

e 調査書等

出身高等学校等の長が作成した調査書又は卒業証明書で、厳封したものであること。ただし、高等学校卒業程度認定試験等の合格者で当該調査書又は当該卒業証明書を提出できない人は、当該試験等の成績証明書をもって調査書に代える。

(7) 提出期間

令和7年3月5日（水）から同月17日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。

(4) 提出先

〒671-4142 宍粟市一宮町能倉772-1 兵庫県立森林大学校

カ 合格発表

令和7年3月28日（金）午前10時に兵庫県立森林大学校校舎前において掲示するとともに、同日同時に兵庫県ホームページにおいても公表する。また、受験者には合否にかかわらず書面により通知する。電話による問合せには一切応じない。

キ 受験についての問合せ先

兵庫県立森林大学校

電話（0790）72-2700